

MCライフプラン利用特約

株式会社Wizleap(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する「MCライフプラン」(以下「本サービス」といいます。)について、以下のとおり利用特約(以下「本特約」といいます。)を定めます。利用企業は、本特約、共通規約(第2条で定義します。)および個別契約条件(第2条で定義します。)に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

第1条(目的・適用)

1. 本特約は、本サービスの利用条件、共通規約の準用・読み替え、本サービス固有の条件(MCEC連携、データの取扱い、解約時のデータ削除・エクスポート、シミュレーション結果に関する注意事項、AIオプション等)を定めることを目的とします。
2. 本サービスの利用に関して、共通規約、個別契約条件および本特約の内容が抵触する場合には、第5条(優先順位・適用除外)に従い解釈・適用されます。

第2条(定義)

本特約において使用する用語は、本特約に別段の定めがある場合を除き、共通規約における定義に従うものとします。加えて、次の各号の用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有します。

1. 「共通規約」とは、当社が定める「MCエキスパートクラウド利用規約」(名称変更後の規約を含みます。)をいいます。
2. 「個別契約条件」とは、当社所定の申込書、注文書、利用申込画面(電磁的方法を含みます。)、見積書、料金表その他の方法により、利用企業と当社が合意する、本サービスの利用料金、初期費用、支払条件、ライセンス数、契約期間、AIオプションの条件(トークン上限、計測方法、上限超過時の停止条件等を含みますがこれに限られません。)その他の個別条件をいいます。
3. 「MCEC」とは、当社が提供する「MCエキスパートクラウド」をいいます。
4. 「連携機能(連携特典)」とは、利用企業がMCECを契約・利用している場合に限り当社が提供することがある、本サービスとMCECの間のデータ連携、画面遷移その他の機能(顧客情報の自動転記、顧客詳細画面からのワンクリック遷移、本サービス結果のMCECへの格納等)をいいます。
5. 「利用企業データ」とは、利用企業が、本サービスに入力、アップロード、送信、生

成または保存した一切の情報(個人情報を含みます。)をいいます。

6. 「AIオプション」とは、本サービスにおける有償の付加機能であり、商談・音声の文字起こし等からライフプラン作成に必要な情報を抽出し、本サービスの基本情報に反映する機能をいいます。

第3条(共通規約の準用・同意)

1. 利用企業は、本サービスの利用にあたり、共通規約が本サービスにも準用されることに同意します。
2. 前項の同意は、利用企業がMCECを現に契約・利用しているか否かにかかわらず適用されます。
3. 本サービスの利用契約は、利用企業が個別契約条件に従い本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾した時点で成立します。当該利用契約には、共通規約、本特約および個別契約条件が適用されます。

第4条(共通規約の読み替え)

1. 共通規約中の用語は、本サービスの利用に関して、次のとおり読み替えるものとします(ただし、本特約または個別契約条件に別段の定めがある場合を除きます)。
 - (1) 共通規約の「本サービス」: MCライフプラン(本サービス)
 - (2) 共通規約の「本契約」: MCライフプラン利用契約
 - (3) 共通規約の「ライセンス」: 本サービスのライセンス
 - (4) 共通規約の「利用契約書」: 個別契約条件
2. 共通規約の定義または条項が、本サービスの性質上そのまま適用することが合理的でない場合、当社および利用企業は、本特約の趣旨に従い、合理的な範囲で読み替えまたは適用方法を調整できるものとします。

第5条(優先順位・適用除外)

1. 本サービスの利用に関する適用順位は、個別契約条件 > 本特約 > 共通規約の順とします。
2. 前項にかかわらず、本サービスに関しては、共通規約第1条第4項本文(本規約優先)の定めにより優先して、前項の適用順位が適用されるものとします。

3. 共通規約のうち、次の各号に定める条項は、本サービスには適用しません。
 - (1) 共通規約第4条(本サービスの内容)
 - (2) 共通規約第11条(AIオプション機能利用規約)
 - (3) 共通規約第12条(API利用規約)
4. 前項に定めるほか、本特約が本サービス固有の条件として別途定める事項については、本特約が共通規約に優先して適用されます。

第6条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、保険代理店のFP(募集人)が、顧客のライフプラン(収支・資産推移・必要保障額等)をシミュレーションし、PDF出力等を通じて顧客提案に活用するためのクラウド型SaaSツールです。
2. 本サービスには、当社が別途提供するAIオプション等のオプション機能が含まれる場合があります。オプション機能の利用条件は、本特約、個別契約条件その他当社が別途定める条件に従うものとします。
3. 連携機能は、利用企業がMCECを契約・利用している場合に限り、当社が定める条件の範囲で提供されることがあります。

第7条(契約主体・利用資格)

1. 本サービスの利用企業(契約主体)は、保険代理店を営む法人に限ります。
2. 共通規約第2条(2)(利用企業の定義)にかかわらず、本サービスに関しては前項の定めを優先します。
3. 当社は、当社の判断により、本サービスの利用申込みを承諾しないことができます。

第8条(料金・初期費用・支払)

1. 本サービスの利用料金(ライセンス単位の料金を含みます。)、AIオプション利用料金および支払条件は、個別契約条件に定めるとおりとします。
2. 本サービスの初期費用は、個別契約条件に定めるとおりとします。
3. 支払方法は請求書払いとし、締日その他の請求実務は、個別契約条件または共通規約の趣旨に従い当社が別途定める方法によるものとします。
4. 本サービスの支払形態は、個別契約条件の定めに従い、次の各号のいず

れかとします。

(1) 年間一括払い(以下「年払い」といいます。): 契約期間分の利用料金を一括で支払う方法

(2) 月額払い(以下「月払い」といいます。): 利用料金を月単位で支払う方法

5. 支払形態の選択および変更は、個別契約条件に定めるとおりとします。

第9条(契約期間・更新・中途解約)

1. 本サービスの最低契約期間は1年間とします。
2. 契約期間および更新は、個別契約条件に定めるとおりとし、個別契約条件に定めがない場合は、共通規約第6条(契約期間及びライセンス数の管理)を本サービスに準用します。
3. 利用企業は、契約期間中であっても、当社所定の方法により本サービスを中途解約することができます。中途解約時の利用料金の取扱いは、支払形態に応じて次のとおりとします(個別契約条件に別段の定めがある場合を除きます)。
 - (1) 年払いの場合: 解約の申し出がなされた月の翌々月分以降の残存契約期間に相当する利用料金を、月割により返金するものとします。なお、解約の申し出がなされた月の翌月分までの利用料金については、返金を行いません。
 - (2) 月払いの場合: 解約の申し出がなされた月の翌々月分以降の利用料金を免除するものとします。なお、解約の申し出がなされた月の翌月分までの利用料金については、全額支払うものとします。
4. 利用企業がMCECを契約・利用しており、その契約期間中に本サービスの利用を開始する場合、本サービスの契約期間の満了日および更新サイクルは、個別契約条件で別段の定めがない限り、MCECの契約期間満了日および更新サイクルに合わせるものとします。
5. 利用企業が本サービスを単独で利用している期間中にMCECの有償利用を開始する場合、本サービスの契約期間の満了日および更新サイクルは、MCECの契約期間満了日および更新サイクルに統一されるものとします。この場合、当社および利用企業は、個別契約条件で定めるところにより、当該統一に必要な本サービスの個別契約条件(契約期間、更新日その他当社が必要と認める事項を含みます。)を変更(切替)するものとします。
6. 前項の統一(切替)は本サービスの利用条件であり、利用企業は、MCECの有償

利用を開始した時点で、前項に基づく統一(切替)に同意したものとみなします。なお、当該統一(切替)に伴う利用料金その他の精算方法(返金の有無、日割の有無を含みます。)は、個別契約条件に定めるとおりとします。

7. 前二項の統一(切替)に伴い、共通規約第18条(解約)その他共通規約の定めにかかわらず、利用企業は、切替日以降、切替前の本サービスに関する残存期間に関する利用料金の支払義務および解約に伴う違約金その他これに類する金銭の支払義務を負わないものとします。また、切替に伴う利用料金その他の精算方法(日割の有無、請求済み金額の取扱いを含みます。)は、個別契約条件に定めるとおりとします。

第10条(ライセンス数の増減)

1. 支払形態にかかわらず、本サービスのライセンスの追加は随時可能とし、追加申込みがあった月は無償提供期間として取り扱い、課金開始は翌月とします(共通規約第8条の趣旨を準用)。
2. ライセンス数の削減は、支払形態に応じて次のとおりとします。
 - (1) 年払いの場合: 利用企業は、契約期間中であっても、当社所定の方法によりライセンス数を削減することができます。削減の申し出がなされた場合、当該申し出がなされた月の翌々月分以降の残存契約期間に相当する差額(削減前後のライセンス数の差に基づき月割で算定した金額)を返金するものとします。なお、削減の申し出がなされた月の翌月分までの利用料金については、返金の対象としません。
 - (2) 月払いの場合: 利用企業は、契約期間中であっても、当社所定の方法によりライセンス数を削減することができます。削減の申し出がなされた場合、当該申し出がなされた月の翌々月分の利用料金から、削減後のライセンス数に基づく利用料金を適用するものとします。なお、削減の申し出がなされた月の翌月分までの利用料金については、削減前のライセンス数に基づき算定するものとします。
3. 最低ライセンス数は、個別契約条件に別段の定めがない限り、定めません。

第11条(MCEC有償利用時の本サービスの利用条件)

1. 利用企業がMCECを有償利用している場合、本サービスのライセンスは、MCECにおいて有償ライセンスが付与されているIDに対してのみ付与することができるものとします。

2. 利用企業は、MCECにおいて有償ライセンスが付与されていないIDに本サービスを利用させることはできません。
3. 前二項は、利用企業がMCECを有償利用していない場合には適用しません。

第12条(連携機能)

1. 当社は、利用企業がMCECを契約・利用している場合に限り、連携機能を提供することがあります。連携機能の具体的内容・提供条件は当社が別途定めます。
2. 連携機能の利用に伴い、MCECに登録された情報が本サービスに転送され、または本サービスの結果がMCECに格納されることがあります。利用企業は、連携機能の利用にあたり、当該データ移転が行われることに同意します。
3. 利用企業がMCECの利用を終了した場合、本サービスを単体で継続利用できることがあります。連携機能は利用できなくなる場合があります。

第13条(利用企業データ・個人情報)

1. 利用企業データに関する権利は、利用企業または正当な権利者に帰属します。
2. 利用企業は、顧客等の第三者に関する個人情報その他の情報を本サービスに入力・利用するにあたり、法令上必要な同意取得その他の適法な手続きを自己の責任で行うものとします。
3. 当社は、本サービスの提供・保守・運用、問い合わせ対応、障害対応、品質改善等、本サービス提供に必要な範囲で利用企業データを取り扱うことができます。
4. 個人情報の取扱いは、共通規約および当社プライバシーポリシー(<https://wizleap.co.jp/privacy-policy/>)に従うものとします。

第14条(解約・終了時のデータエクスポートおよび削除)

1. 本サービスの利用契約が終了した場合であっても、当社は、利用企業が利用企業データをエクスポートできるよう、利用契約終了日から30日間、本サービス上の利用企業データを保持するものとします(法令または監督官庁の要請等により保存が必要な場合を除きます。)
2. 利用企業は、利用契約終了日から30日以内に限り、当社所定の方法により、利用企業データのエクスポート(ダウンロード等)を実施することができます。
3. 当社は、前項の期間経過後、本サービス上の利用企業データを削除します。

4. 連携機能を利用している場合であっても、本条に基づき削除される対象は本サービス上の利用企業データとします。なお、本サービスの結果がMCECに格納されている場合、そのMCEC上のデータの取扱いは、MCECに関する契約および規約に従います。
5. 法令または監督官庁の要請等により保存が必要な場合、当社は必要な範囲で利用企業データを保存できるものとします。

第15条(シミュレーション結果に関する注意・免責の補足)

1. 本サービスにより提供されるシミュレーション結果、グラフ、帳票、PDF等は、利用企業が入力した情報および当社所定の算定ロジックに基づく試算であり、将来の収支・資産推移・保障内容等を保証するものではありません。
2. 利用企業は、顧客等の第三者に対して本サービスの結果を提示・説明する場合、当該結果が試算であること等を適切に説明する責任を負うものとします。

第16条(テナントカスタマイズ・表示)

1. 当社は、当社所定の範囲で、利用企業ごとに本サービスの表示(ヘッダーカラー、ファビコン、タイトル等)の変更を認めることがあります。
2. 前項にかかわらず、本サービスが当社により提供されるサービスであることを示す表示、当社ロゴ、商標等について、当社が別途認める場合を除き、利用企業は削除、隠蔽、改変その他当社の権利を侵害する態様での利用をしてはなりません。

第17条(AIオプション)

1. 利用企業がAIオプションを利用する場合、AIオプションの利用料金、対象ID、月額に含まれるトークン上限、計測方法、上限超過時の停止条件その他の条件は、個別契約条件に定めるとおりとします。
2. 当社は、当社所定の方法により、AIオプションの利用状況(トークン上限の消費状況を含みます。)を管理・計測できるものとします。
3. トークン上限を超過した場合、当社は当月中のAIオプションの提供を停止できるものとします。この場合であっても、当社は返金または利用料金の減額を行いません(個別契約条件に別段の定めがある場合を除きます)。

4. AIオプションの出力内容の正確性、完全性、有用性について当社は保証しません。利用企業は自己の責任において出力内容を確認・判断するものとします。
5. 本サービスのAIオプションは、MCECにおけるAIオプションとは別契約・別機能です。「MCエキスパートクラウドAIオプション利用規約」は本サービスのAIオプションには適用されません。

第18条(本特約の変更)

本特約の変更は、共通規約の規約変更条項に準じて取り扱うものとします。